

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が管理する文書の公開に関し必要な事項を定めることをもって、適正な情報公開手続を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「文書」とは、協議会役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、写真感光支持体、磁気媒体等であって、協議会が管理しているものをいう。

(協議会の責務)

第3条 協議会は、市民の知る権利が十分尊重されるようこの規程を解釈し、運用するものとする。この場合において、個人の尊厳を厳守するため、個人に関する情報が無秩序に公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの規程の目的に即して適正に用いなければならない。

(公開の申出)

第5条 誰でもこの規程の定めるところにより、協議会に対し文書の公開を申し出ることができる。

(申出の手続)

第6条 文書の公開を申し出ようとする者は、協議会に対し、次に掲げる事項を記載した文書公開申出書（第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者氏名）
- (2) 申出に係る文書を特定するために必要な事項
- (3) 文書の公開方法の区分

(文書の公開義務)

第7条 協議会は、前条の規定による申出（以下「公開申出」という。）があつたときは、当該公開申出に係る非公開に関する情報が記録されている場合を除いて、公開申出をした者（以下「公開申出者」という。）に対し、当該文書を公開しなければならない。

2 協議会は、公開申出に係る文書の一部に非公開とする情報が記録されている場合

において、非公開とする情報に係る部分が当該部分を除いた部分と容易に、かつ、公開申出の趣旨を損なわない程度に区分することができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分について公開しなければならない。

(非公開情報)

第8条 前条に規定する非公開とする情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができない情報。
- (2) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により何人でも閲覧できる情報
 - イ 協議会が公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 協議会の役職員又は公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該役職員又は公務員の職及び氏名に関する情報
 - エ 人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護その他公益上の理由から非公開とすることが必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあることが明らかであるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との協議、依頼、委任等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあることが明らかであるもの。
- (5) 協議会内部又は協議会と国等との間における調査、研究、審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれ、市民の間に誤解若しくは混乱を招き、又は特定の者に不当に利益若しくは不利益を与えるおそれがあることが明らかであるもの。
- (6) 監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理その他協議会の事務事業の執行に関する情報であって、公開することにより、当該事務

事業又は将来同種の事務事業の実施目的を失わせ、又は公正かつ円滑な執行を妨げるおそれがあることが明らかであるもの。

- (7) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることが明らかである情報。

(公開申出に対する決定等)

第9条 協議会は、公開申出があったときは、当該公開申出のあった日から起算して14日以内に、当該公開申出に対する公開・非公開の決定をし、速やかに文書公開決定通知書(第2号様式)、文書部分公開決定通知書(第3号様式)又は文書非公開決定通知書(第4号様式)により公開申出者に通知しなければならない。ただし、直ちに文書の公開をすることができる場合には、口頭で通知することができる。

2 協議会は、事務処理上の困難その他正当な事由により前項に規定する期間内に同項の期間を、その期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、協議会は、延長の理由及び延長後の起案を決定機関延長通知書(第5号様式)により公開申出者に通知しなければならない。

3 協議会は、第1項の規定により非公開(文書の一部を非公開とする場合を含む。)の決定をしたときは、同項に規定する通知書にその理由を付記しなければならない。

4 協議会は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴かなければならない。

(公開の実施等)

第10条 協議会は、前条第1項の規定により文書の公開の決定を行ったときは、公開申出者に対し、速やかに当該文書の公開をしなければならない。

2 文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。

3 協議会は、文書の公開をすることにより当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、その他相当の理由があると認めるときは、当該文書に代えてその写しにより公開することができる。

4 協議会は、文書の公開を受けるものが当該文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(費用負担)

第11条 前条第2項の規定により、文書の公開を受けるものは、当該公開に要する費用を負担しなければならない。

(情報提供施策等の拡充)

第12条 協議会は、この規程の定めによる文書の公開を行うほか、協議会の事業に

関する情報を市民が的確かつ容易に得られるよう情報提供施策等の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(他の制度等との調整)

第13条 この規程は、法令等の規定により、文書の閲覧又は写しの交付手続が別に定められている場合は、適用しない。

(検索資料等の作成)

第14条 協議会は、文書を検索するための資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(文書の管理)

第15条 協議会は、この規程の適正かつ円滑な運営に資するため、文書の適正な管理に努めるものとする。

(委任)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

文 書 公 開 申 出 書

平成 年 月 日

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

会長 様

申 出 者 〒 ー

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

酒田市社会福祉協議会情報公開規程第6条の規定により、次のとおり文書の公開を申し出ます。

| | |
|--|--|
| 申出する文書の内容 (文書の件名又は知りたい内容を具体的に記入してください。) | |
| 公開の方法 (希望するもの□にレ印を記入してください。) | <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送) |

※次の欄は記入しないでください。

| | |
|-----|-----------|
| 備 考 | 整理番号 ー |
| | 受付印 |

酒社協発第 号
平成 年 月 日

文書公開決定通知書

様

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、酒田市社会福祉協議会情報公開規程第9条第1項の規定により通知します。

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| 申出のあった文書の内容 | |
| 公開の日時 | 午前 年 月 日 時 分 午後 |
| 公開の場所 | |
| 連絡先 | 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 電話番号 0234-23-5765 |
| 備考 | |

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ協議会へご連絡ください。
- 2 文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

酒社協発第 号
平成 年 月 日

文書部分公開決定通知書

様

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、酒田市社会福祉協議会情報公開規程第9条第1項の規定により通知します。

| | |
|---------------------|--|
| 申出のあった文書の内容 | |
| 公開の日時 | 年 月 日 午前 時 分 午後 |
| 公開の場所 | |
| 公開することができない部分及びその理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開することができない部分 ・ 酒田市社会福祉協議会情報公開規程第○条第○号に該当（理由） |
| 連絡先 | 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 電話番号 0234-23-5765 |
| 備考 | |

- 1 公開の日時に都合が悪い場合には、あらかじめ協議会へご連絡ください。
- 2 文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

酒社協発第 号
平成 年 月 日

文書非公開決定通知書

様

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、酒田市社会福祉協議会情報公開規程第9条第1項の規定により通知します。

| | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 申出のあった 文書の内容 | |
| 公開することが できない理由 | 酒田市社会福祉協議会情報公開規程第8条 号に該当 (理由) |
| 連 絡 先 | 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 電話番号 0234-23-5765 |
| 備 考 | |

酒社協発第 号
平成 年 月 日

決 定 期 間 延 長 通 知 書

様

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで申出のあった文書の公開については、酒田市社会福祉協議会情報公開規程第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり決定する期間を延長したので通知します。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 申出のあった 文書の内容 | |
| 酒田市社会福祉協議会情報公開規程第 9 条第 1 項の規定による決定期間 | 年 月 日から 年 月 日 |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日から 年 月 日 |
| 延長の理由 | |
| 連絡先 | 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会 電話番号 0 2 3 4-2 3-5 7 6 5 |
| 備考 | |